

三井住友海上と連携した保険補償システム

カーシェア予約と連動して、三井住友海上が提供している安心・安全な自動車保険がドライバー・ホルダーともに自動で付保されます。

全予約車両に連動した仕組みとなっていますので、保険の加入漏れを心配する必要はございません。

事故・故障に備え、三井住友海上が 24 時間・365 日体制で電話対応いたしますので安心です。

保険会社が提供するロードサービスも付いておりますので、万が一走行不能になった場合も保険でのレッカー搬送が可能です。

車両補償も付いておりますが、補償金額に限度がありまた補償されないケースもございます。保険補償内容・条件を十分ご確認の上でのサービス利用をお願い致します。

補償内容について

本記載は補償内容に関する概要で、保険契約に関して必要な情報をすべては記載しておりません。保険金をお支払いしない場合等、お客様にとって不利益となる事項やその他注意事項等もありますので、詳細は、Carstay お客さま窓口までお問い合わせください。

1. 賠償に関する補償

■ 対人賠償責任保険

保険金額：無制限（※相手方 1 名について）

Carstay で予約した車（以下、ご契約のお車）を運転中の事故により、他人の方にケガをさせてしまい法律上の賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

■ 対物賠償保険

保険金額：無制限（1 事故について）

ご契約のお車を運転中の事故により、相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。払います。

■ 対物超過修理費用特約

保険金額：50万円（限度額）

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償ができない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了された場合に限りです。

2. 運転者・同乗者への補償

■ 人身傷害保険（運転者・同乗者1名ごと）

保険金額：3,000万円

ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

3. 利用するクルマへの補償

■ 車両保険

免責金額(自己負担額)：15万円

運転中の事故によりご契約のお車に損害が生じ、その損害を修理した場合、または修理せず代替車を購入した場合に1回の事故につきご契約のお車の市場販売価額相当額（※1）（※2）を限度に保険金をお支払いします。（ただし、修理費が保険金額未満の場合は、修理費を限度に保険金をお支払いします。）（※3）

（※1）ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額を指します。

（※2）ご契約のお車に定着または装備させている付属品の内、自作の造作等が付属される場合は、その価額の上限を10万円と判断します。従いこの場合、市場販売価格相当額+10万円をお支払限度額として設定します。

尚、法令により禁止されている改造を行った部品・付属品や、車両に固定・定着していない付属品、手荷物に該当するものは補償対象外となります。

（※3）保険会社が全損として車両保険金をお支払いした場合は、その全損認定となったご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を保険会社が取得し、引き取ります。

4. その他の補償

■ ロードサービス費用特約

衝突・接触等の事故や故障、走行障害または落輪によりご契約のお車を運転中が自力走行できなくなった場合に、運搬費用等を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 事故対応

24時間 365日対応

夜間・休日に関わらず、事故の際のアドバイス・修理工場や病院の手配などの初期対応を行います。

■ 示談交渉

相手方への損害賠償に関する示談交渉は原則として三井住友海上が行います。ただし、相手方が、三井住友海上と直接、折衝することに同意しない場合、Carstay利用者さまに損害賠償責任がない場合等は、示談交渉ができません。

■ 保険金をお支払しない主な場合

*補償が受けられない代表的なケースについてまとめていますが、全てを網羅出来ている訳ではございません。

< よくお問い合わせがあるケース >

- ・利用する車の所有者がご自身ないしは配偶者であるケースの損害
- ・法令により定められた車の点検・検査によって発見された故障等によって生じた損害
- ・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた傷害
- ・無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた傷害

< 対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・対物超過修理費特約共通 >

- ・第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ・台風、洪水または高潮によって生じた損害
- ・ご契約のお車を運転中の事故により被保険者の父母・配偶者または子に怪我をさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、Carstay利用者さまが被った損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害等

< 付属品 >

- ・法令に違反するすべての付属品
- ・車両に固定・定着していない付属品

*以下の一覧は、車両保険における付属品の対象可否について、一般的なキャンピングカーにおける利用形態を想定しまとめた解釈です。
実際にはご利用形態によって、判断が異なるケースもございますこと予めご容赦ください。

(ボルトで固定されていない等で車両の一部とみなせない場合、手荷物である場合などは補償対象にならないケースがございます。)

付属品の例	補償可否
サンルーフ	○
ETC、カーナビ、電源、外部供給電源、サブバッテリー、ソーラーパネル、エアコン、冷蔵庫、シンク、ガスコンロ、テーブル、テレビ/DVD、オーディオ、トイレ、水タンク、車内シャワー、車外シャワー、バックカメラ、ルーフキャリア、ルーフボックス、シーリングファン、オーニング、カーテン/サンシェード、自転車ラック、ベッド用品	△ (固定定着分に限る)
発電機、ポータブルクーラー、ヒーター、電子レンジ、オーブン、ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシート、Wi-Fi 機器、シュラフ、ランタン、テント、タープ、キャンプチェア、キャンプテーブル、BBQ 設備	× (固定定着していない場合)

< その他のケース >

- ・ご契約のお車が貸し出せなくなった際に発生する、貸出想定額等の喪失利益
- ・第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ・ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害
- ・Carstay で予約した車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた傷害 等

■ 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

■ 各種お問い合わせ窓口

ご予約後、専用ダイヤルをご案内します。